

天理市公告第 3 号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、令和7年3月14日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和7年3月14日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

令和7年2月12日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和7年2月12日(公告年月日)

至 令和7年3月14日(公告年月日の翌日から起算して30日目)

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地